

優 You プラン (日本税理士協同組合連合会福祉会)

優 You プランとは

- ▶ スケールメリットを活かして、お手軽な掛金で多額の保障が得られます。
- ▶ 健康で正常に勤務している方であれば、告知のみで申込できますので、手続きは簡単です。
- ▶ 毎年収支計算を行い余剰金が生じた場合は、配当金が支払われます。

すぐれた特色

- ▶ 事業所一括加入型の団体定期保険（死亡保険金・高度障害保険金支払い）です。
- ▶ 1年更新で見直しができ、継続更新は最高80歳まで可能です。
(告知の内容によっては増額できない場合があります。)
- ▶ 1年ごとに収支決算を行い余剰金が生じた場合、配当金が各事業所に支払われます。
(本制度の安定、拡充のために配当金の一部を充当いたします。)
- ▶ 死亡保険金受取り割合は「加入者の法定相続人50%・事業所50%」となっています。

生命共済

「死亡・高度障害」保障範囲

※ 200万円から3000万円のコースがあります。

※ 月額掛金は性別・年齢群別の設定です。

加入資格

日本税協連福祉会の会員及び会員事務所の役員・従業員及び事務局専従役職員の方で満14歳6ヶ月超満70歳6ヶ月以下の方（継続加入は満80歳6ヶ月以下）がご加入（増額）できます。

満70歳6ヶ月を超える方は新規加入・増額はできません。

また、加入（増額）の際には、健康に関する簡単な告知をして頂きます。

本制度への加入（増額）手続きに際しては、加入者となること及び一部の保険金の受取人が事業主となることについて、加入者の同意が必要です。

保険期間

毎年5月1日から翌年4月30日までの1年間の期間が保険期間です。以後、自動的に更新致します。

加入(増額)日

毎月1日が加入(増額)日=保障開始日となります。

税務について

1. 掛金の税務

- 事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。
- 事業主、青色専従者分の掛金(制度運営費は除く)は生命保険料控除の対象となります。

2. 受取り保険金の税務

- 事業主が従業員の保険金を受け取った場合は、事業収入に算入し、死亡退職金・弔慰金として支給した場合は必要経費に算入できます。
- 遺族が受け取った保険金は、みなし相続財産として相続税が課税されます。
(ただし法定相続人1人につき500万円まで非課税となります。)

3. 受取配当金の税務

- 事業主が従業員のために負担した掛金について、配当金が支払われた場合は事業収入に算入します。

引受保険会社

住友生命保険相互会社<事務幹事会社>

日本生命保険相互会社

ジブラルタ生命保険株式会社

第一生命保険株式会社

富国生命保険相互会社

明治安田生命保険相互会社

大同生命保険株式会社

◆制度の詳しい内容については「ご契約重要事項のお知らせ」をご覧ください。